

# 厚岸町立真龍中学校「いじめ防止基本方針」

## はじめに

平成 25 年 6 月 28 日にいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)が公布され、その日から起算して 3 月を経過した日から施行された。そのため、国が定めたいじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定が求められている。また、学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や重大事態への対処等について規定している。さらに、平成 26 年 4 月 1 日、北海道子どものいじめ防止に関する条例(以下「条例案」という。)が制定された。その後何度か改定が行われ、令和 5 年 3 月の改定を受け現在に至る。

また、「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実際の際し、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、平成 22 年に作成された。令和 4 年には、いじめの重大事態、暴力行為、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数などが増加傾向にあることや、生徒指導に関する様々な法律が整備されたことなど、社会的背景を受け、今日的な状況変化に対応した新たな提要が発刊された。

真龍中学校「いじめ防止基本方針」は、子どもの尊厳を保持する目的の下、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、本校及び本校の教職員が法第 13 条及び条例第 9 条第 1 項の規定並びに生徒指導提要に基づき、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するための取組を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え

### (1) いじめの防止等の取組の目的

本校のいじめの防止等の取組は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組めることを目的とする。そのため、学校の内外を問わず、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめは人権侵害であり犯罪行為であることを理解するとともに、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることが重要である。とりわけ、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを最優先にすることを認識し、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、厚岸町教育委員会、その他各関係機関との連携を図り、いじめの問題を克服する。

### (2) いじめの定義と態様

法第 2 条において「いじめ」とは、『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と定義されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。いじめには、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど、多様な態様がある。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団に無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ④ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

また、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。加えて、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々ある。

こうしたことから、当該の生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するとともに、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。

一方、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

### (3) いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ① 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## 2 いじめ防止等のための取組(発達支持的生徒指導、課題未然防止教育)

人間関係に起因するトラブルが起きることも含めて集団である。生徒は、トラブルを回避するために自分はどうすべきか、集団内の他者から認められる喜び、自ら進んで他者や集団に貢献することの誇りなど、今、まさに学んでいる存在である。そうした集団における体験を通して確実に学び合う人間関係を深めるとともに、望ましく調整していく力を身に付けることが、いじめに向かわない生徒を育てることにつながる。そのため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわる機会を工夫していく。

### (1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や学級担任が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ 日ごろから、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

### (2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 人権教育:「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるよう働きかける。
- ② 市民性教育:法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれている」という意識を高めると共に、学校に市民社会のルールを持ち込む。
- ③ 生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つよう、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となるよう、『全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり』を目指す。
  - ・多様性に配慮し、均質化のみに走らない
  - ・生徒間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
  - ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

### (3) いじめの未然防止教育

#### ① いじめる心理から考える未然防止教育の取組

・道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を設ける。

#### ② いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

・いじめの構造として、「いじめる側」「いじめられる側」「(はやし立てる、面白がる)観衆」「(周辺で暗黙の了解を与える)傍観者」の存在があることを理解させる

※「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかのポイント

#### ③ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

・法や学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで司法社会のルールを守る姿勢を身に付けさせることも有効

### (4) いじめを防止する指導上の留意事項

① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。

② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

③ 運動・スポーツや読書などでストレス発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。

④ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

⑤ 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

### (5) 自己肯定感の育成

① 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、自分に自信をもつことができる機会を提供し、自己肯定感を高める。

② 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

## 3 いじめの早期発見・早期対応(課題早期発見対応)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいことを認識する必要がある。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑い、早い段階から複数の教職員で的確にかかわっていく。日ごろから生徒を見守り、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、保護者からの情報を共有することが大切である。

### (1) いじめに気付くための組織的な取組

① アンケート調査等いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② アンケート実施後には速やかに内容の確認と複数人によるダブルチェックを行い、時を置かずに対応する。

③ 学校の気づきと家庭・地域の気づきを重ね合わせることで、学校だけでは見過ごされがちないじめの早期発見に繋げる。

### (2) いじめへの対応の原則の共通理解

① 被害者保護を最優先し、いじめられている生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行う。

- ② 被害者のニーズを確認し、安全な居場所の確保、加害者や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示する。
- ③ 加害者の保護者にも協力を要請し、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者に対して、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立ち、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止める。
- ④ いじめの解消の二条件(①いじめに係る行為が相当期間(3 か月間)止んでいること②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと)を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談を通じて継続的に確認する。

## 4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

- (1) いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース
  - ① 周りからは仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
  - ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
  - ③ 被害と加害が錯綜しているケース
  - ④ 教職員等が、被害生徒側にも問題があるとみてしまうケース
  - ⑤ いじめが起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
  - ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある(と被害生徒が捉えている場合も含む。)ケース
  - ⑦ 学校として特に配慮が必要な生徒に関わるケース
  - ⑧ 学校と関係する生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- (2) ケース会議における留意点
  - ① いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つき程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等についてのアセスメントを行う。
  - ② アセスメントに基づいて、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてプランニングを行う。
  - ③ 被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
  - ④ 指導・援助プランを実施する。
  - ⑤ 3か月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等(モニタリング)を行う。問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等と密接な連携を図る。
  - ⑥ 教育委員会等への報告を行う。
  - ⑦ 情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。

## 5 重大事態への対処

重大事態及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資すると判断した場合、校長は速やかに、厚岸町教育委員会に報告し、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態等に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (1) 重大事態の発生と調査
  - ① 重大事態とは、次の事項とする。
    - ア いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。  
「重大な被害」とは、次のことを想定する。
      - (ア) 生徒が自殺を企図した場合

- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記の目安に関わらず迅速に調査に着手する。

- ② 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ③ 重大事態に関する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ④ 重大事態に関する調査を行う場合、校長は、調査及び情報の提供について、厚岸町教育委員会に報告し、必要な指導及び支援を受ける。
  - ⑤ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。
- (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 客観的な事実関係を速やかに調査する

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様でいじめがあったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係の問題状況、学校、教職員がどのように対応したかなど。

② いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

ア いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

イ 被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査とする。

ウ いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

③ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

ア 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

イ 在籍している生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。なお、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

(3) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

① 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(ア) 調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する。

(エ) 調査を行う場合においては、厚岸町教育委員会に情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

#### イ 調査結果の報告

(ア) 調査結果については、厚岸町教育委員会に報告する。

(イ) いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

#### ② 報道等への対応

重大事態が発生した場合、当該事案にかかわる情報収集の窓口を教頭として一本化するが、報道等へは校長が対応する。

## 6 いじめ問題に対応する組織(指導部、生徒指導対策委員会)

(1) いじめの未然防止、いじめの早期発見等に関する取組を実効的に行うため校務分掌組織に指導部を設置する。

① 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を作成・実行・検証・修正する。

② いじめの相談・通報の窓口となるよう各学年主任や学級担任、養護教諭と連携するとともに、保護者への啓発活動を行う。

③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

④ いじめに関する定期的なアンケート調査を実施、分析、考察し、その結果を全教職員に提供する。

⑤ いじめの未然防止等の取組についてPDCA サイクル・OODA ループ等で検証する。

⑥ いじめの未然防止、早期発見の取組の進捗状況を評価する。

⑦ いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証と対応策を見直す。

(2) いじめへの対処等を組織的に対応する生徒指導対策委員会を設置する。

① 生徒指導対策委員会は、校長、教頭、教務主任、指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、で構成し、指導部長が招集する。

ア いじめの情報の迅速な共有

イ 関係のある生徒への事実関係の聴取

ウ 指導や支援の体制・対応方針の決定

エ 保護者との連携と対応策の検討

② 重大事態及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資すると判断した場合、速やかに、厚岸町教育委員会に報告し、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態等に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て教頭または指導部長に報告・相談する。

④ 生徒指導対策委員会に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

## 7 教育相談体制の整備

いじめを未然に防止するためには、教育相談の機能を発揮させることが重要であり、学校が一体となって生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、早期に発見し、悩みが深刻化しないよう組織的、かつ、きめ細かく支援することができる体制を構築していくことが重要である。

一方、教育相談をより充実させるには、教員が生徒一人一人と向き合う時間の確保とそのため条件整備が求められ、教員の勤務体制の改善や校務運営の見直し、事務的作業に要する業務量の削減や多忙感の軽減とゆとりの確保などを行っていく必要がある。

### (1) 教育相談の組織

- ① 教育相談を効果的に推進するための連絡や調整等を指導部が行い、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにする。
- ② 指導部長が、校内体制の連絡・調整に当たる。

### (2) 教育相談の計画

- ① 指導部は、教頭の助言のもと、教育相談に関する全体計画、年間計画、具体的な実施計画を立案する。
- ② 学校の教育目標や経営方針に基づいて計画を立案し、諸計画の意味などをよく説明し、全教職員の共通理解と協力を得られるように努める。
- ③ 本校の実情を踏まえて、全教職員が関係する活動、学級担任が行う活動などに分け、より具体的な年間計画を立てる。
- ④ 立案担当者間の打ち合わせを随時行い、率直に意見交換のできる関係にしておく。
- ⑤ 計画立案に当たって、担当者全員で、年度末に1年間の教育相談業務の振り返りと見直しを行う。

## 8 生徒指導体制の整備

校内の生徒指導の方針・基準を教員間で共有し、一人一人の生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる。

### (1) 生徒指導の方針・基準の明確化

- ① 基本的な生活習慣を含めて、生徒指導に当たっての方針・基準を明確にする。
- ② 生徒の基本的な生活習慣や体力、学習習慣や学力、生徒間の人間関係、生徒と家庭・地域との関係など、実態を把握する。
- ③ 教職員と生徒との信頼関係や人間関係を深める。

### (2) 教職員による共通理解・共通実践

- ① 学校の教育目標が「どのような生徒を育てるか」という共通理解を図る。
- ② すべての教職員が共通理解した目標の下、生徒に対して、毅然とした粘り強い指導をする。
- ③ 教員は生徒指導の問題を一人で抱え込まず、組織的に取り組む。
- ④ 教職員間の信頼関係や温かい人間関係を常に心がけておく。
- ⑤ 生徒の年齢的な発達段階だけでなく、性格的な差や LD・ADHD・高機能自閉症等の障害を踏まえた個々の生徒に応じた指導をする。

### (3) 生徒の健全な成長の促進

- ① 生徒の人間としての在り方や生き方に寄り添い、積極的・開発的な指導援助体制を確立する。
- ② すべての教職員が生徒の性格特性や心身の発達課題などを十分に理解し、傾聴と受容及び感情の明確化などカウンセリング感覚のある指導援助を行う。

### (4) 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応

- ① 事態の内容や問題の背景を的確に把握するとともに指導援助の方向性を明確にする。
- ② 生徒や保護者などへの周知及び説明をきめ細かく行う。

#### (5) 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善

- ① 教職員が自己評価や内部評価を計画的に行い、生徒及び保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて改善策を検討する。
- ② 評価結果や改善案などを積極的に公表するとともに、必要な助言や援助などを要請する。

## 9 校内研修

すべての教員がいじめにかかわる問題意識や未然防止についての指導の方針等を共有することが不可欠であり、それを着実かつ的確に遂行するためには、不断の研究と修養が必要である。

とりわけ、多様な問題が生じる教育現場には、教員間の適切な連携による組織としての力量の向上が何よりも強く求められる。

#### (1) 校内における研修の実施

- ① 学校を取り巻く状況の共通理解や生徒の人間関係にかかわる指導上の重点事項に関する協議
- ② 生徒指導や教育相談に関する年間の計画や共通理解に関する協議
- ③ 事例に基づくいじめの対応や指導、その成果や課題に関する協議
- ④ 必要に応じた外部講師などを招聘した研修の実施

#### (2) 校外における研修会の活用

- ① 初期層及び中期層の教員に望まれる生徒指導や教育相談に関する資質や能力の育成
- ② 生徒指導や教育相談の担当者が求められる資質や能力の育成
- ③ 学級担任として身に付けたい生徒指導や教育相談の知識・情報やスキルの育成

## 10 その他

#### (1) 学校間の引継ぎ

指導上配慮を要する生徒の進学や転学等に際し、個人情報取り扱いに十分留意しながら、学校間の引継ぎを確実かつ適切に行う。

#### (2) 学校評価と教員評価

##### ① 学校評価

いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組む。

##### ② 教員評価

いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

#### (3) 地域や家庭との連携

- ① 本校のいじめ防止基本方針について、学校だよりや学校 HP、PTA 総会、役員会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ② より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。